

○「特殊健康診断について」（昭和34年5月14日付け基発第359号労働省労働基準局長通達） 新旧対照表

改 正 後	現 行																														
<p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(一) 追加業務及び作業</p> <p>17 (略)</p> <p>18 <u>砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る。）</u>を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p> <p>(イ)、(ハ) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 検査項目及び検査方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査対象業務</th> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> <u>砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る。）</u>を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務 </td> <td>1 鼻炎、潰瘍、鼻中隔穿孔等</td> <td>視診</td> </tr> <tr> <td>2 皮膚の障害</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>3 血液比重</td> <td>硫酸銅法</td> </tr> <tr> <td>4 尿中のウロビリノーゲン</td> <td>エールリッヒ試薬を用いる法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>四・五 (略)</p>	検査対象業務	検査項目	検査方法	(略)	(略)	(略)	<u>砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る。）</u> を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 鼻炎、潰瘍、鼻中隔穿孔等	視診	2 皮膚の障害	〃	3 血液比重	硫酸銅法	4 尿中のウロビリノーゲン	エールリッヒ試薬を用いる法	<p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(一) 追加業務及び作業</p> <p>17 (略)</p> <p>18 <u>砒素又はその化合物</u>を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p> <p>(イ)、(ハ) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 検査項目及び検査方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査対象業務</th> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> <u>砒素又はその化合物</u>を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務 </td> <td>1 鼻炎、潰瘍、鼻中隔穿孔等</td> <td>視診</td> </tr> <tr> <td>2 皮膚の障害</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>3 血液比重</td> <td>硫酸銅法</td> </tr> <tr> <td>4 尿中のウロビリノーゲン</td> <td>エールリッヒ試薬を用いる法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>四・五 (略)</p>	検査対象業務	検査項目	検査方法	(略)	(略)	(略)	<u>砒素又はその化合物</u> を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 鼻炎、潰瘍、鼻中隔穿孔等	視診	2 皮膚の障害	〃	3 血液比重	硫酸銅法	4 尿中のウロビリノーゲン	エールリッヒ試薬を用いる法
検査対象業務	検査項目	検査方法																													
(略)	(略)	(略)																													
<u>砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る。）</u> を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 鼻炎、潰瘍、鼻中隔穿孔等	視診																													
	2 皮膚の障害	〃																													
	3 血液比重	硫酸銅法																													
	4 尿中のウロビリノーゲン	エールリッヒ試薬を用いる法																													
検査対象業務	検査項目	検査方法																													
(略)	(略)	(略)																													
<u>砒素又はその化合物</u> を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	1 鼻炎、潰瘍、鼻中隔穿孔等	視診																													
	2 皮膚の障害	〃																													
	3 血液比重	硫酸銅法																													
	4 尿中のウロビリノーゲン	エールリッヒ試薬を用いる法																													

○「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」（昭和47年9月30日付け基発第653号労働省労働基準局長通達） 新旧対照表

改 正 後	現 行

別添

1 (略)

業務の区分	回数	項 目
(略)	(略)	(略)
労働安全衛生法 施行令第23条第 5号の業務	6カ月に1回	1～4 (略) 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、尿中の <u>砒素化合物（砒酸、亜砒酸又はメチルアルソン酸に限る。）</u> の量の測定、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、 <u>喀痰</u> の細胞診、気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査
(略)	(略)	(略)

2 (略)

別添

1 (略)

業務の区分	回数	項 目
(略)	(略)	(略)
労働安全衛生法 施行令第23条第 5号の業務	6カ月に1回	1～4 (略) 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、 <u>毛髪若しくは尿中の砒素量</u> の測定、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、 <u>喀痰</u> の細胞診、気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査
(略)	(略)	(略)

2 (略)

○「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（昭和47年11月29日付け基発第762号労働省労働基準局長通達） 新旧対照表

改 正 後	現 行
別添 2 1～14 (略) 15 (1)～(3) (略) (4) 三酸化砒素業務関係	別添 2 1～14 (略) 15 (1)～(3) (略) (4) 三酸化砒素業務関係

<p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>尿中の砒素化合物(砒酸、亜砒酸又はメチルアルソン酸に限る。)</u>の量の測定を行った場合は7,000円を加算する。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>16 (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>毛髪又は尿中の砒素量</u>の測定を行った場合は7,000円を加算する。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>16 (略)</p>
--	--

○「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質等の一部を改正する省令等の施行について」(平成20年2月29日付け基発第0229001号厚生労働省労働基準局長通達) 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 細部事項</p> <p>1 特化則関係事項</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 細部事項</p> <p>1 特化則関係事項</p> <p>(1) <u>第5条関係</u> <u>ホルムアルデヒド等を用いて行う^{くん}燻蒸の作業又はガス滅菌の作業において、労働者が^{くん}燻蒸する場所又は滅菌設備の内部に立ち入る必要がある場合は、第1項ただし書にいう「設置が著しく困難なとき」に該当すること。この場合に講ずべき第2項の「必要な措置」には、労働者に送気マスク、空気呼吸器その他有効な呼吸用保護具を使用させることが含まれること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p>